

別府医療センター標準業務手順書 変更一覧

企業主導治験に係る受託研究・治験審査委員会標準業務手順書

	変更前(令和5年4月1日)	変更後(令和7年5月1日)	備考
第1章 受託研究・治験審査委員会 (受託研究・治験審査委員会の設置及び構成) 第3条 第3項	本条第1項の委員に欠員が生じた場合には、院長は後任の委員としてを指名する。この場合、後任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。	本条第1項の委員に欠員が生じた場合には、 <u>または審議への定期的な参加が困難な状況が生じた場合には、院長は適当と認められる者を後任の委員としてを指名することができる。</u> この場合、後任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。	追記
(附則)	： 本手順書は、令和 5年 4月 1日より施行する。	： 本手順書は、令和 5年 4月 1日より施行する。 本手順書は、令和 7年 5月 1日より施行する。	追記